

# 社会福祉法人三陸福社会役員等報酬及び旅費に関する規程

〔平成29年6月22日〕  
規程第159号

改正 平成 年 月 規程第 号

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三陸福社会（以下「当法人」という。）定款第5条、第6条及び第16条の規定に基づく評議員、評議員選任・解任委員及び役員（理事及び監事）並びに第三者委員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（理事のうち、事務所を勤務場所とし、当法人の業務に従事する者をいう。）については、報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。
  - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当を支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員等として円満に任期满了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

## (常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、当法人職員就業規則第47条に基づき支給する。
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第19条に準ずる額
- (5) 職務のため出張したときは、当法人職員の旅費に関する規程に基づき、旅費を支給する。ただし、日当、宿泊料及び滞在費の額は、宿泊先の区分に応じて別表4の定額による。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 職務のため出張したときは、当法人職員の旅費に関する規程に基づき、旅費を支給する。ただし、日当、宿泊料及び滞在費の額は、宿泊先の区分に応じて別表4の定額による。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤職員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日休日に当たるときは、職員給与規程第45条に準じた日とする。
  - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
  - (3) 退職手当については、任期满了、辞任又は死亡により退職した後1箇月以内に支給する。
- 2 非常勤職員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤職員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、そのつきの総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定により、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、議決の日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 50,000円
業務執行理事(常務理事)	月額 255,000円

別表2 (常勤役員の賞与)

役職名	報酬の額
業務執行理事(常務理事)	なし

別表3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員

	日 額
評議員会への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000円

(2) 第三委員等

	日 額
委員会への出席	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4,000円

別表4（第3条及び第4条関係）

区 分	日 当			宿 泊 料			滞在費	備 考
	甲地域 〔1日〕 につ き	乙地域 〔1日〕 につ き	丙地域 〔1日〕 につ き	甲地域 〔1泊〕 につ き	乙地域 〔1泊〕 につ き	丙地域 〔1泊〕 につ き	甲地域 〔1日〕 につ き	
役員等	円 2,500	円 2,200	円 1,000	円 13,000	円 11,000	円 10,000	円 1,000	

- 備考 1 甲地域とは、岩手県外をいう。
- 2 乙地域とは、岩手県内、宮城県気仙沼市、唐桑町及び本吉町の地域をいう。
- 3 丙地域とは、陸前高田市、釜石市及び住田町の地域をいう。